

## 令和7年1月審査会だより

一般に、支部取り決め事項、本部検討事例、審査支払機関の審査判断基準等から報告していますので、返戻等あることがございます。

1. 肝機能障害に対するウルソデオキシコール酸錠（ウルソ錠等）の用法・用量は、通常、成人1回50mgを1日3回経口投与し、年齢・症状により適宜増減となっています。したがって1日300mg以上の投与は認められません。
2. 酸素吸入、人工呼吸又は閉鎖循環式全身麻酔に使用する酸素量は、1日最大14,400Lとして取り扱われています。酸素の使用量が過剰とならないよう注意してください。
3. 次の傷病名に対する甲状腺刺激ホルモン（TSH）、遊離トリヨードサイロニン（FT3）及び遊離サイロキシン（FT4）の連月の算定は、原則として認められない。  
(1) バセドウ病の疑い (2) 甲状腺機能亢進症の疑い (3) 橋本病の疑い
4. 初診料を算定する場合、治療が継続している患者に対して注意が必要です。例えば、特定疾患療養管理料、特定疾患処方管理加算を算定している場合、計画的に療養上の管理及び薬剤の処方管理を行っているため、治療継続中と考えられ、初診料の算定には注意が必要です。
5. 次の傷病名に対するサイログロブリンの算定は、原則として認められません。  
(1) 甲状腺機能低下症（経過観察時（定期チェック））  
(2) 甲状腺機能異常（経過観察時（定期チェック））
6. 傷病名「COVID-19」に対して、抗生物質製剤を投与する場合は、臨床症状として気管支炎を伴っていることは考えられますが、抗生物質製剤の投与が必要となる傷病名を記載してください。
7. 食欲不振（寝たきり及び高齢者以外の患者）に対する成分栄養剤（エレンタール配合内用剤等）の算定は、原則として認められません。
8. レセプト提出前に病名の不備がないか十分にチェックしてください。